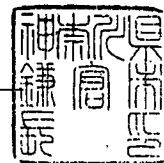


鎌 環 第 1 4 5 3 号

平成 20 年 8 月 29 日

神奈川県知事 松沢 成文 様

鎌倉市長 石渡 徳一



(仮称) 武田薬品工業株式会社新研究所建設事業に係る
環境影響予測評価書案に対する意見について (回答)

平成 20 年 7 月 22 日付け環計第 45 号をもって照会のありました標記の件につ
て、次のとおり回答します。

(仮称) 武田薬品工業株式会社新研究所建設事業における本市との関係にお
いては、既存建物の活用等であり、新研究所建設については、藤沢市域である
ことから新研究所建設に伴う様々な法的手続、指導等は藤沢市、神奈川県、国
において行われることとなります。しかし、隣接する本市においても様々な点
で鎌倉市域の市民生活に影響を及ぼすことが予想されることから、環境保全や
それに伴う市民の安全・安心の確保の観点から意見を述べます。

まず、全般的な事項ですが、これまでの環境影響予測評価書案に対する住民
意見や公聴会の公述において、新研究所から発生するおそれのある大気汚染、
水質汚濁、騒音、悪臭に加え、設置が計画されている P3 レベルの実験室に対
する不安等の意見が出されています。

そこで、事業者は事業の実施に当たって、環境影響予測評価書案に記載され
た評価項目の達成はもとより、良好な環境の維持に留意し、住民の安全・安心が
確保されるよう最大限配慮するとともに、住民に対して積極的に情報を提供し
ながら、よりわかりやすい説明に努め、住民の不安を解消されるよう要望しま
す。

また、住民の安全・安心を確保するため環境安全対策に係る協定について要望
があることから、本市と協議を行うとともに、本市に対して必要な情報を積極
的に提供し、その公開についても協力することを要望します。

次に、次の 3 点の事項については、環境保全の点から特に留意して取り組む



ことを要望します。

- 1 環境保全において、様々な意見が出されていますので、次の点について特に留意して取り組むこと。
 - (1) 大気については、廃棄物焼却施設、研究実験棟、P3レベルの実験室等からの排気については、ダイオキシン等の有害物質が排出しないよう関係法令を遵守することはもとより、施設稼動後は、周辺環境への影響を適確に把握するために排ガス等の環境調査を定期的を実施すること。また、調査結果を公表することにより、周辺住民が不安を抱くことのないようにすること。
 - (2) 水質については、実験室系排水や動物飼育施設等からの排水については、感染が懸念される物質の滅菌の徹底や有害物質が絶対に外部に漏れることがないように取り組むとともに、水質管理についてその方法を具体的に示すこと。
 - (3) 騒音については、エネルギー棟、研究実験棟にある、ボイラー、スクラバー、空調機等から発生する音については、関係法令を遵守することはもとより、騒音を発生することのないよう防音等の適切な対処を講じ、住民の生活に配慮すること。
 - (4) 悪臭については、廃棄物焼却施設、動物飼育施設、研究実験棟等からの臭気については、関係法令を遵守することはもとより、悪臭を発生することのないよう十分な対策を講じて、住民の生活に配慮すること。
- 2 新研究所においては、遺伝子組換え実験が行われることからバイオハザード対策について、次の点に留意して取り組むこと。
 - (1) 研究棟等の建物については、地震等の災害に対応するため、十分な想定のもとで最大規模の地震に耐えられる施設構造とするなど万全な対策を講じるとともに、セキュリティーの運用については、管理区域、使用目的ごとに管理を行うなど防災・防犯上の安全対策を十分に行うこと。また、その有効性について定期的に評価・見直しを行うこと。
 - (2) 事故発生時や災害時の対応については、関係機関、関係自治体との連絡窓口など具体的な対策内容を示すとともに、日頃から情報伝達訓練等の実施により伝達体制の実効性を確認するなど災害対策訓練を十分に行うこと。
 - (3) 遺伝子組換え実験については、関係法令を遵守するだけでなく、最新の情報等を把握し、可能な限り最善の方策を講じることにより、安全に十分配慮して運用すること。

また、実験に使用する微生物等の取扱いについては、漏出、拡散防止措置を十分に行い安全対策に万全を期すること。

- (4) 施設運営が安全に行われているか評価するために外部の有識者等を加えた評価委員会を設置し、その評価結果を公表すること。
- (5) ヒューマンエラーが懸念されることから、遺伝子組換え実験等に関するバイオセーフティとして、社員や関係者に十分な倫理教育を実施し、故意による不適切な行為が行われないよう最大限努めること。また、社員のメンタルヘルスケアを十分に行い、不測の事態が生じないようにすること。

3 住民との情報の共有、交流等の場を設け、リスクコミュニケーションを継続的に図ること。

事業者は、近隣の住民には、CSR（企業の社会的責任）の観点から、日頃の交流を通じて安全情報を提供することであるが、新研究所内に設置されるP3レベルの実験室等に対する住民の不安を真摯に受け止め、継続的に住民との交流の場を持ち、積極的な情報提供に努めるなど相互の意思疎通を図り、リスクコミュニケーションに取り組むこと。